



熊本県公報

第 1 2 2 9 1 号

平成 26 年 2 月 18 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (") 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更…………… (") 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の廃止…………… (") 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の辞退…………… (") 5
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 5
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 6
- 種畜証明書書の書換交付…………… (畜産課) 6
- 特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定…………… (税務課) 6
- 保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知の宛て所不明者に係る当該通知の掲示…………… (森林保全課) 6
- 保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知の宛て所不明者に係る当該通知の掲示…………… (") 7
- 平成 2 5 年度第 3 回熊本県男女共同参画審議会の開催…………… (熊本県男女共同参画審議会) 7

告 示

熊本県告示第 1 0 8 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 6 年 2 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ふれあい館柿の木の家 阿蘇郡小国町大字黒淵 2 9 5 9 番地	特定非営利活動法人福祉の町づくりをすすめる会 阿蘇郡小国町大字黒淵 2 9 5 9 番地	平成 2 5 年 1 2 月 2 7 日

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
有限会社久保田自動車 球磨郡水上村大字岩野 1 2 1 番地の 1	有限会社久保田自動車 球磨郡水上村大字岩野 1 2 1 番地の 1	平成 2 5 年 9 月 1 0 日

(小規模多機能型居宅介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模多機能ホーム わかば園 球磨郡多良木町大字多良木 1 4 8 9 番地	株式会社ケアサポート 球磨郡多良木町多良木 1 5 3 7	平成 2 5 年 8 月 2 9 日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ふれあい館柿の木の家 阿蘇郡小国町大字黒淵2959番地	特定非営利活動法人福祉の町づくりをすすめる会 阿蘇郡小国町大字黒淵2959番地	平成25年12月27日

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
有限会社久保田自動車 球磨郡水上村大字岩野121番地の1	有限会社久保田自動車 球磨郡水上村大字岩野121番地の1	平成25年9月10日

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
有限会社久保田自動車 球磨郡水上村大字岩野121番地の1	有限会社久保田自動車 球磨郡水上村大字岩野121番地の1	平成25年9月10日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
有限会社久保田自動車 球磨郡水上村大字岩野121番地の1	有限会社久保田自動車 球磨郡水上村大字岩野121番地の1	平成25年9月10日

(短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
地域密着型特別養護老人ホーム 悠ほ一む 天草市久玉町1411番4	平成25年12月26日

(介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
地域密着型特別養護老人ホーム 悠ほ一む 天草市久玉町1411番4	平成25年12月26日

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
地域密着型特別養護老人ホーム 悠ほ一む 天草市久玉町1411番4	平成25年11月1日

熊本県告示第109号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年2月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
プラムロード益城ヘルパーステーション 上益城郡益城町宮園740番1号	株式会社ハートマップ 熊本市北区武蔵ヶ丘1丁目6番29号	平成26年1月10日

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスけあふる 上益城郡山都町馬見原794番8号	株式会社共生 上益城郡山都町馬見原794番8号	平成25年11月1日
デイサービスセンター榎の木 荒尾市西原町2丁目1番2号	医療法人成風舎 荒尾市西原町1丁目4番24号	平成26年1月8日

(小規模多機能型居宅介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
多機能ハウス あかね苑 天草市久玉町5716番地9	医療法人社団孔和会 天草市久玉町5716番地5	平成25年12月1日
(介護予防訪問介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
プラムロード益城ヘルパーステーション 上益城郡益城町宮園740番1号	株式会社ハートマップ 熊本市北区武蔵ヶ丘1丁目6番29号	平成26年1月10日
(介護予防通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスけあふる 上益城郡山都町馬見原794番8号	株式会社共生 上益城郡山都町馬見原794番8号	平成25年11月1日
デイサービスセンター楡の木 荒尾市西原町2丁目1番2号	医療法人成風舎 荒尾市西原町1丁目4番24号	平成26年1月8日
多良木町通所介護事業所 球磨郡多良木町大字奥野1365番地1	社会福祉法人多良木町社会福祉協議会 球磨郡多良木町大字多良木1571番地1	平成25年9月1日
(介護予防小規模多機能型居宅介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
多機能ハウス あかね苑 天草市久玉町5716番地9	医療法人社団孔和会 天草市久玉町5716番地5	平成25年12月1日
(居宅介護支援事業者)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
プラムロード益城ケアプランセンター 上益城郡益城町宮園740番1号	株式会社ハートマップ 熊本市北区武蔵ヶ丘1丁目6番29号	平成26年1月10日
ケアプランセンター楓 荒尾市西原町2丁目1番の2	医療法人成風舎 荒尾市西原町1丁目4番24号	平成26年1月8日
(訪問看護)		
事業所の名称及び所在地	指定年月日	
球磨郡公立多良木病院在宅医療センター 球磨郡多良木町多良木4210	平成25年11月1日	
(居宅療養管理指導)		
事業所の名称及び所在地	指定年月日	
(有) くすりのエスエス堂薬局城本店 人吉市下城本町九反田1434	平成25年11月8日	
有限会社くすりのエスエス堂薬局吉井店 球磨郡あさぎり町免田東1982-1	平成25年10月31日	
(有) くすりのエスエス堂 きりん本町薬局 球磨郡あさぎり町免田東1497	平成25年11月8日	
百太郎薬局 球磨郡錦町西百太郎3604-105	平成25年11月8日	
(介護予防訪問看護)		
事業所の名称及び所在地	指定年月日	
球磨郡公立多良木病院在宅医療センター 球磨郡多良木町多良木4210	平成25年11月1日	
(介護予防居宅療養管理指導)		
事業所の名称及び所在地	指定年月日	
(有) くすりのエスエス堂薬局城本店 人吉市下城本町九反田1434	平成25年11月8日	
有限会社くすりのエスエス堂薬局吉井店	平成25年10月31日	

球磨郡あさぎり町免田東1982-1	
(有)くすりのエスエス堂 きりん本町薬局 球磨郡あさぎり町免田東1497	平成25年11月8日
百太郎薬局 球磨郡錦町西百太郎3604-105	平成25年11月8日

熊本県告示第110号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年2月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
天草市社協ヘルパーセンター御所浦	天草市御所浦町御所浦3527番地	事業所所在地		平成26年1月14日
		天草市御所浦町御所浦4375番地1	天草市御所浦町御所浦3527番地	

(訪問入浴介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
天草市社協ヘルパーセンター御所浦	天草市御所浦町御所浦3527番地	事業所所在地		平成26年1月14日
		天草市御所浦町御所浦4375番地1	天草市御所浦町御所浦3527番地	

(介護予防訪問介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
天草市社協ヘルパーセンター御所浦	天草市御所浦町御所浦3527番地	事業所所在地		平成26年1月14日
		天草市御所浦町御所浦4375番地1	天草市御所浦町御所浦3527番地	

(介護予防訪問入浴介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
天草市社協ヘルパーセンター御所浦	天草市御所浦町御所浦3527番地	事業所所在地		平成26年1月14日
		天草市御所浦町御所浦4375番地1	天草市御所浦町御所浦3527番地	

(居宅介護支援事業者)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
天草市社協介護サポートセンター御所浦	天草市御所浦町御所浦3527番地	事業所所在地		平成26年1月14日
		天草市御所	天草市御所	

		浦町御所浦 4375番 地1	浦町御所浦 3527番 地	
--	--	----------------------	---------------------	--

熊本県告示第111号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年2月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

（居宅療養管理指導）

事業所の名称及び所在地	廃止年月日
ひまわり薬局 西合志店 合志市須屋2665-4	平成25年10月31日

（介護予防居宅療養管理指導）

事業所の名称及び所在地	廃止年月日
ひまわり薬局 西合志店 合志市須屋2665-4	平成25年10月31日

熊本県告示第112号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により次の指定介護機関から辞退の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年2月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

（認知症対応型共同生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	辞退年月日
グループホーム青い鳥 荒尾市川登1772番地8	有限会社石原工業 荒尾市川登1772番地8	平成26年1月9日

（介護予防認知症対応型共同生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	辞退年月日
グループホーム青い鳥 荒尾市川登1772番地8	有限会社石原工業 荒尾市川登1772番地8	平成26年1月9日

熊本県告示第113号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成26年2月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字大尼田字賀々俣1404番、1417番、字崩谷1418番5
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第114号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年2月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字槻木字蔵ノ萩524番6
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第115号

次のとおり種畜証明書を書換交付したので、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第2項の規定により公示する。
平成26年2月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
10260074292	種畜の名前の変更	芳勝	芳男

公 告

熊本県公告第84号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。
平成26年2月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成26年度自動車税納税通知書等に係る業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
名称 熊本県総務部市町村・税務局税務課
所在地 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年1月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
氏名 トップラン・フォームズ株式会社
住所 熊本県熊本市中央区辛島町5-1
- 5 落札金額
36,936,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条に規定する公告を行った日
平成25年12月6日

熊本県公告第85号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を水俣市役所に掲示する。
平成26年2月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不分明な者の氏名
田中 正道、田中 正道、山口 安太、山口 喜代次、山口 吉平、山口 健次郎、山口 己芳、山口 市三郎、山口 清九郎、山口 清作、山口 善四郎、山口 太藏、

山口 平四郎、山口 万作、山口 茂市、山口 利作、中村 栄一郎

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成25年12月25日付け農林水産省告示第3209号による。

熊本県公告第86号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を水俣市役所に掲示する。

平成26年2月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 所在の不明な者の氏名

大塚 唯雄、古里 等、古里 正男、田中 正喜、高橋 弥八、高橋 傳八、瀧上
ワキ、瀧上 仁平、瀧上 喜傳、登川 邦夫、登川 洋子、寺床 仙藏、柳田 重勝、
崎元 奉幸、寺床 廣行、前田 正男、大海 トヨ、杉崎 小子、山口 源次郎、下田
辰二、萩原 龍男、志垣 ミヨ子、岩倉 兼次、宮崎 新藏、宮崎 善平、宮崎 長
七

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成25年12月25日付け農林水産省告示第3210号による。

登載依頼

熊本県男女共同参画審議会公告第36号

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成26年2月18日

熊本県男女共同参画審議会会長

1 開催日時

平成26年3月10日（月）
午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

3 報告

- (1) 熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）（案）について
- (2) 内閣府調査 地方公共団体の男女共同参画の状況（平成25年度）

4 議事

若者・企業に対する男女共同参画の啓発について

5 その他

6 傍聴者の定員

10人

7 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

8 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県男女共同参画審議会事務局
（熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課）
（電話 096-333-2287）